

四日市市告示第 555 号

四日市市スポーツ功労者表彰要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 1 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市スポーツ功労者表彰要綱の一部を改正する要綱

四日市市スポーツ功労者表彰要綱（平成 3 0 年四日市市告示第 2 1 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(表彰の公表等)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>(補則)</p> <p>第 6 条 (略)</p>	<p><u>(表彰の時期)</u></p> <p><u>第 5 条 第 2 条第 1 項から第 3 項まで、</u> <u>第 6 項及び第 7 項の規定による表彰</u> <u>は、市民スポーツフェスタ開催時に行</u> <u>うものとし、第 4 項及び第 5 項の規定</u> <u>による表彰は、スポーツ協会総合開会</u> <u>式開催時に行うものとする。ただし、</u> <u>特別な理由により、これによりがたい</u> <u>ときは随時行うことができるものとす</u> <u>る。</u></p> <p>(表彰の公表等)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>(補則)</p> <p>第 7 条 (略)</p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)